

2020年6月現在

売買取引条件

川崎市中央卸売市場業務条例第42条の規定により、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

① 営業日・営業時間

川崎市中央卸売市場業務条例及び北部市場の販売時刻に関する要領に規定
(休開市日については当社ホームページ「カレンダー」をご覧ください)

② 取扱品目

生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品及び市長が承認した品目

③ 取扱い物品の引渡し方法

出荷者 受託契約約款による
買受人 別に合意がある場合を除き市場内卸売場

④ 委託手数料等出荷者や買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者 受託契約約款による
買受人 契約の定めによる

⑤ 販売代金の支払期日及び支払方法

出荷者 受託物品は受託契約約款の定め、買付品は契約による
支払日までの日数は、最短3日～最長60日
買受人 契約の定めによる
支払日までの日数は、最短7日～最長60日

⑥ 出荷奨励金や完納奨励金等の種類、内容及びその額

出荷者

種類 出荷奨励金
内容 年間を通して安定的な出荷の確保と出荷奨励の為
額 出荷者に対し受託取扱金額の1,000分の25以内

買受人

種類 完納奨励金
内容 売渡代金の回収促進の為、契約による
額 仲卸業者、売買参加者へ、代金決済を完了した買上額に対し、売買の日より起算して7日目、14日目までに決済した場合は、それぞれ1,000分の5、1,000分の4

横浜魚類株式会社 川崎北部支社